

大紀町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

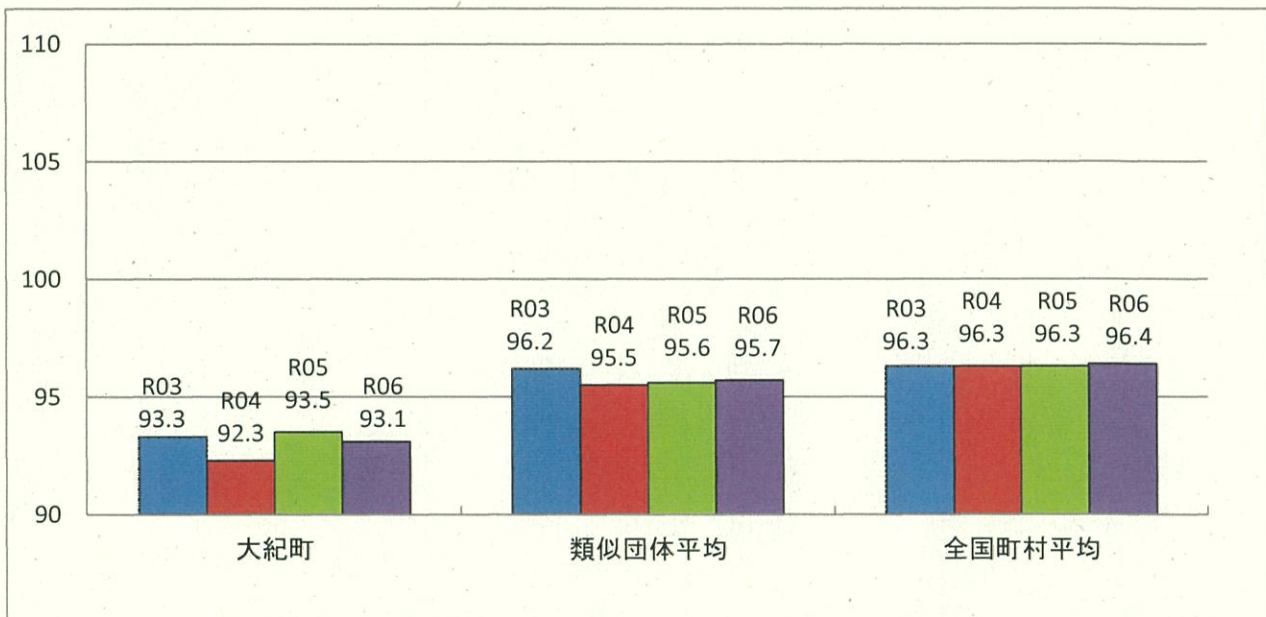
区 分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R4年度の人件費率
R5年度	人 7,395	千円 6,811,542	千円 291,840	千円 1,191,846	% 17.5	% 15.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 118	千円 429,680	千円 46,955	千円 174,250	千円 650,885	千円 5,516	千円 5,612

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していません

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の水準で引き下げ。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

地域手当の支給はありません。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大紀町	42.5 歳	302,335 円	321,996 円	324,456 円
三重県	43.5 歳	331,132 円	420,711 円	369,704 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	42.0 歳	304,244 円	352,440 円	330,264 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料 月額 (円)	平均給与 月額 A (円)	平均給与月額 国比較ベース (円)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与 月額 B (円)	A/B
大紀町	51.9	9	280,955	296,844	288,933	—	—	—	—
内 学校給食員	52.9	4	275,700	284,600	275,700	調理員	45.4	270,200	1.05
内 自動車運転手	51.9	4	290,650	314,075	308,550	自家用乗用自動車運転手	52.3	208,000	1.51
三重県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.2	1,829	288,144	—	330,553	—	—	—	—
類似団体	50.5	3	278,816	309,398	290,762	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C (円)	民間 D (円)	C/D
大紀町	—	—	—
内 学校給食員	4,642,688	3,511,400	1.32
内 自動車運転手	5,303,700	2,812,900	1.89

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較は年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員に、おいては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	大紀町	三重県	国
一般行政職	大学卒 196,200 円	205,300 円	196,200 円
	高校卒 166,600 円	173,800 円	166,600 円
技能労務職	高校卒 151,200 円	— 円	— 円
	中学卒 — 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

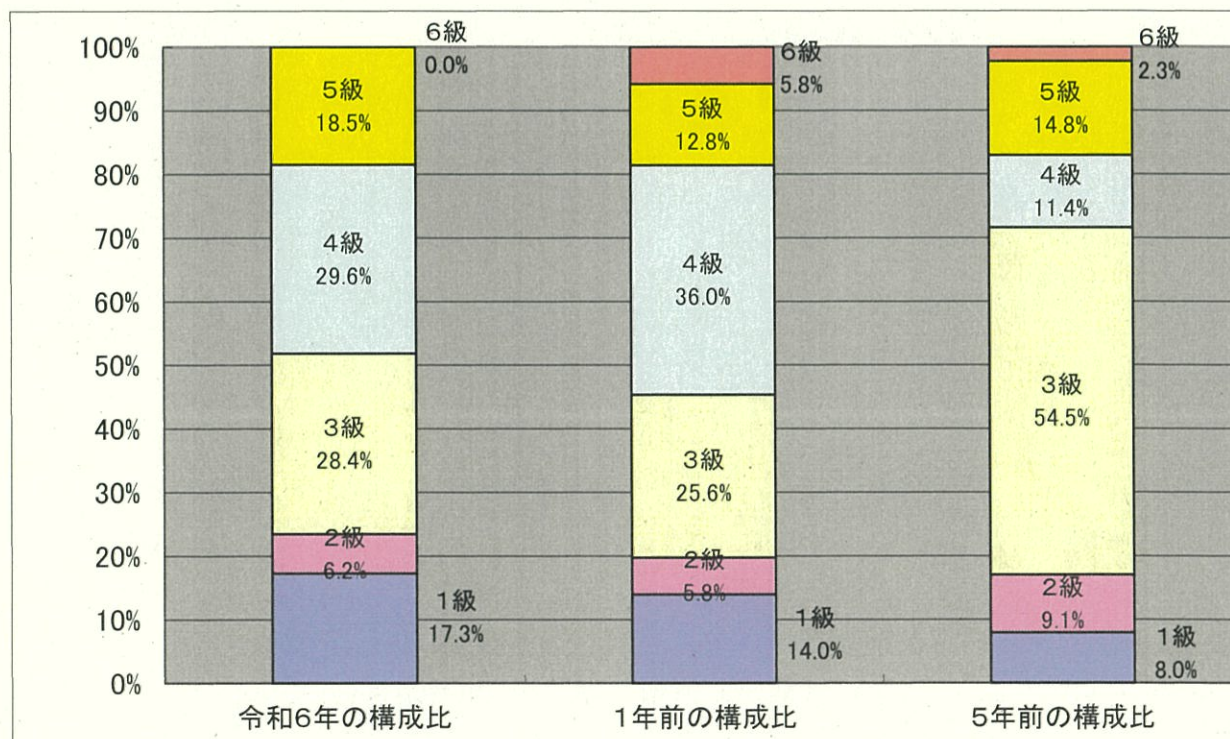
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,400 円	325,100 円	366,600 円	384,500 円
	高 校 卒	238,300 円	315,400 円	322,200 円	366,100 円
技能労務職	高 校 卒	222,100 円	252,600 円	268,000 円	274,400 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

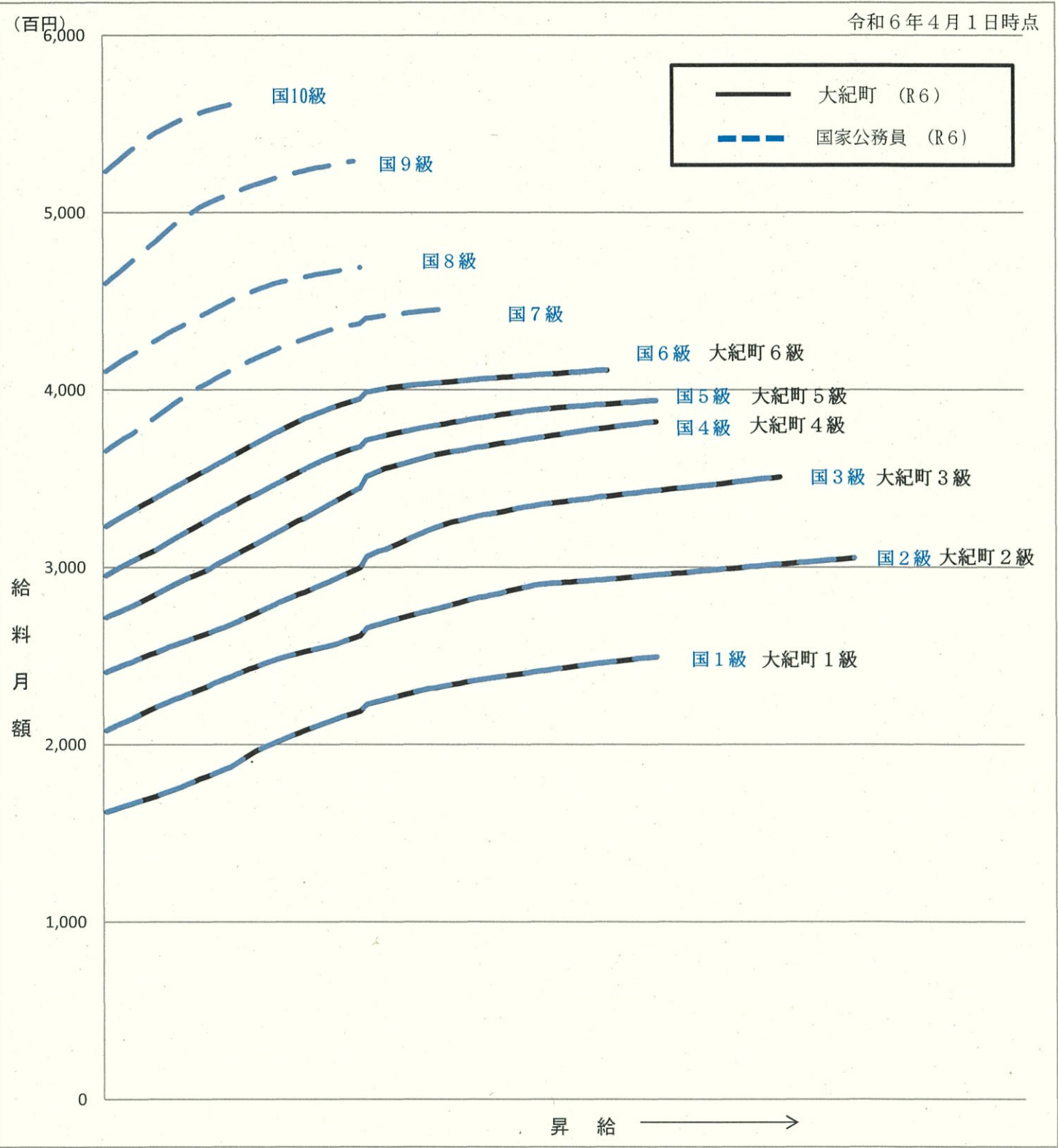
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給与月額	最高号給の 給与月額
1 級	主事、主事補の職務	14 人	17.3 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主事の職務	5 人	6.2 %	208,000 円	305,200 円
3 級	係長、主査の職務	23 人	28.4 %	240,900 円	351,000 円
4 級	課長補佐、園長又はこれに 相当する職務	24 人	29.6 %	271,600 円	382,000 円
5 級	課長又はこれに相当する職務	15 人	18.5 %	295,400 円	394,000 円
6 級	参事の職務	0 人	0.0 %	323,100 円	411,300 円

- (注) 1 大紀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 構成比は、小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(2) 国と給料表カーブ比較表（行政職(一)）（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大紀町	三重県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,569千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,713千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375 月分）（0.975 月分）	（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375 月分）（0.975 月分）	（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375 月分）（0.975 月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

※（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

大紀町			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他加算措置			その他加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	16,381千円	19,571千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 支給ありません

(4) 特殊勤務手当 支給ありません

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	11,000 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	131 千円
支給実績（4年度決算）	15,503 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	180 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額6,500円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ・子 月額10,000円 16～22歳の子1人につき5,000円の加算	同		10,182千円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (借家等) 最高支給限度月額28,000円	同		638千円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用している職員に支給 ・交通機関利用者 最高限度月額55,000円 ・交通用具を使用 距離に応じて月額2,000円～月額24,500円	異	5km以上から60km以上各区分につき、100円～7,100円を減額	10,076千円
管理職手当	役職に応じた額を支給 参事35,000円 課長30,000円	異	俸給表・職務の級別、特別調整の区分別に定められた額が異なる	6,720千円
宿日直手当	宿直勤務1回につき5,500円 (年末年始は1回につき12,000円)	異	宿日直1回の単価が異なる	5,512千円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	770,000 () 円	(参考)類似団体における最高／最低額 850,000 円 ／ 505,800 円
	副 町 長	560,000 円	710,000 円 ／ 473,100 円
報 酬	議 長	285,000 円	360,000 円 ／ 205,000 円
	副 議 長	220,000 円	300,000 円 ／ 175,000 円
	議 員	200,000 円	280,000 円 ／ 155,000 円
期 末 手 当	町 長	(5年度支給割合)	
	副 町 長	4.50 月分	
	議 長	(5年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	3.60 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) 支給時期
	副 町 長	77万円×48月×41.6／100 56万円×48月×25.0／100	15,375千円 6,720千円 任期毎 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込みである。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

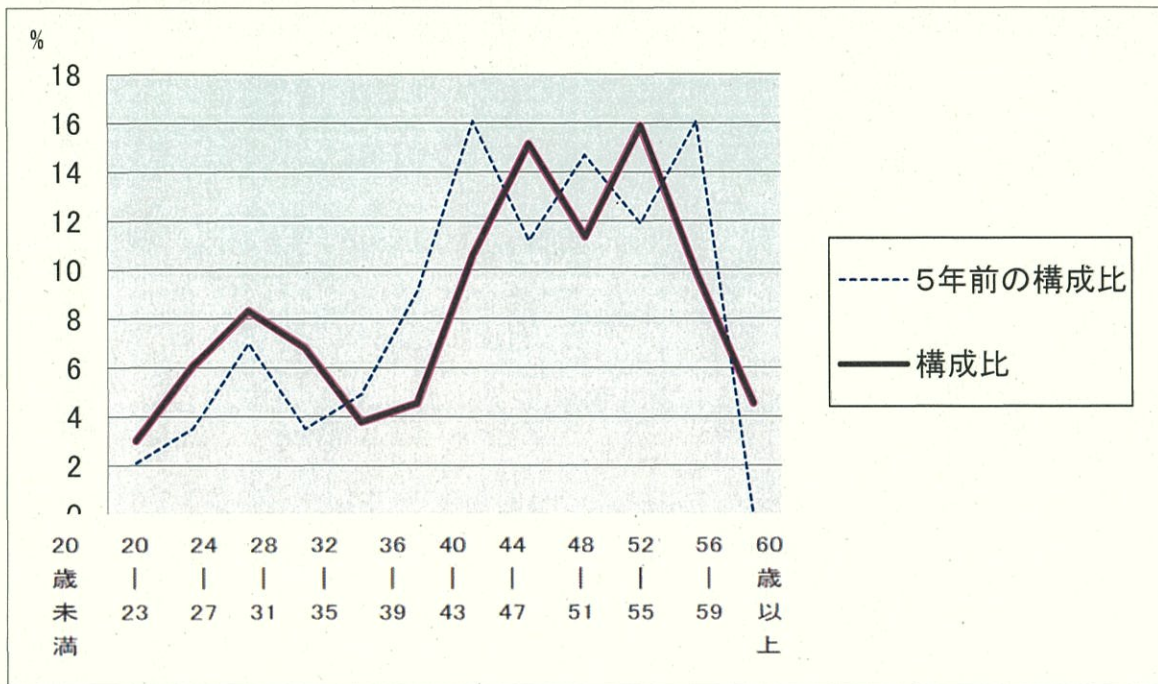
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	1	1	部門間の配置調整による増
		総 務	36	35	1	部門間の配置調整による増
		税 務	8	8	0	
		民 生	31	34	△ 3	保育園の調理業務が民間委託されたことによる調理員の配置転換による減
		衛 生	8	7	1	部門間の配置調整による増
		農林水産	7	8	△ 1	部門間の配置調整による減
		商 工	5	6	△ 1	部門間の配置調整による減
		土 木	7	7	0	
	計		104	106	△ 2	〈参考〉 人口1万当たり職員数 140.64人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 119.21人)
	教育部門		16	12	4	保育園の調理業務が民間委託されたことによる調理員の配置転換による増
消防部門		0	0	0		
小 計		120	118	2	〈参考〉 人口1万当たり職員数 162.27人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 142.44人)	
公 営 企 業 等	水 道		2	3	△ 1	部門間の配置調整による減
	そ の 他		10	10	0	
	小 計		12	13	△ 1	
合 計			132 [208]	131 [208]	1 [0]	〈参考〉 人口1万当たり職員数 178.50人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 ～ 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	人 4	人 8	人 11	人 9	人 5	人 6	人 14	人 20	人 15	人 21	人 13	人 6	人 132

(3) 職員数の推移

	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	114	110	108	105	106	104	▲10(▲8.8%)
教育	16	14	14	12	12	16	
消防	0	0	0	0	0	0	
普通会計計	130	124	122	117	118	120	▲10(▲7.7%)
公営企業計	13	12	12	12	13	12	▲1(▲7.7%)
総合計	143	136	134	129	131	132	▲11(▲7.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総 費 用 に 占 め る 職 員 給 与 費 比 率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 423,197	千円 △ 136,524	千円 20,514	% 4.8	% 4.9

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人あたり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 3	千円 11,082	千円 2,080	千円 4,706	千円 17,868	千円 5,956	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令5年4月1日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び
定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
大 紀 町	38.5 歳	299,688 円	443,538 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大 紀 町(水道事業)				大 紀 町(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,569千円				1,569千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45	月分	2.05	月分	2.45	月分	2.05	月分
(1.375)	月分	(0.975)	月分	(1.375)	月分	(0.975)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～15%			

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

大紀町(水道事業)			大紀町(一般会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給	0千円	0千円	1人当たり平均支給	16,381千円	19,571千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			0円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職員の制度(支給割合)	
大紀町	0%	—人	0	%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	499千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	166千円
支給実績（4年度決算）	597千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	199千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者:月額6,500円、配偶者以外の扶養親族:月額6,500円 子:月額10,000円(16~22歳の子1人につき5,000円の加算)	同		636千円	318円
住居手当	(借家等) 最高支給限度月額28,000円	同		108千円	108円
通勤手当	・交通機関利用者 最高限度月額55,000円 ・交通用具を使用 最高限度月額24,500円	同		238千円	79円
管理職手当	参事35,000円 課長30,000円	同		0千円	0円